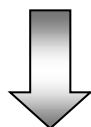


## 令和6年度 健康保険料・介護保険料の保険料率について

**健康保険料率 98.0/1000 (変更なし)**

**介護保険料率 19.0/1000 (変更なし)**

変 更 前				
	健康保険料率 (基本保険料率+特定保険料率)			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	49.0/1000	26.245/1000	22.755/1000	9.5/1000
被保険者	49.0/1000	26.245/1000	22.755/1000	9.5/1000
合 計	98.0/1000	52.490/1000	45.510/1000	19.0/1000



**健康保険料率・介護保険料率に変更はございません**



変 更 後				
	健康保険料率 (基本保険料率+特定保険料率)			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	49.0/1000	26.587/1000	22.413/1000	9.5/1000
被保険者	49.0/1000	26.587/1000	22.413/1000	9.5/1000
合 計	98.0/1000	53.174/1000	44.826/1000	19.0/1000

※基本保険料率に含まれる調整保険料率は、1.300/1000 から 1.290/1000 へ変更になりました。

**(納付いただく健康保険料の額に変更はございません)**

### <保険料率の適用について>

- ・事業所（強制被保険者）分は、**令和6年3月分保険料**から適用（令和6年4月30日納付期限）
- ・任意継続被保険者分は、**令和6年4月分保険料**から適用（令和6年4月10日納付期限）

【前納の場合は令和6年4月1日納付期限となります】

※特定保険料とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換助成関係事務費拠出金、日雇拠出金、退職者給付拠出金及び流行初期医療確保拠出金（以下、納付金という。）を被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額の総額の合計で除して率を求めて計算した額です。

特定保険料で納付金（高齢者の方々の医療費等）をどれだけ負担しているかを明確にしております。

〔お問合せ先〕 大阪薬業健康保険組合 適用課 TEL06-6941-5004  
 大阪薬業健康保険組合 神戸支部 TEL078-221-6100  
 大阪薬業健康保険組合 京都支部 TEL075-801-2905